

前払金の支払いに関する特約条項

第1条 名古屋市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第34条に規定する前払金の支払いについて次のとおり特約する。

- 1 平成20年度の前払金額は、平成20年度末の出来高予定額¥32,000,000円に10分の4の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 2 平成21年度の前払金額は、平成21年度末の出来高予定額¥319,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 平成22年度の前払金額は、平成22年度末の出来高予定額¥504,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 4 平成23年度の前払金額は、平成23年度末の出来高予定額¥997,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 5 平成24年度の前払金額は、平成24年度末の出来高予定額¥1,700,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 6 平成25年度の前払金額は、平成25年度末の出来高予定額¥883,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 7 平成26年度の前払金額は、平成26年度末の出来高予定額¥1,000,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 8 平成27年度の前払金額は、平成27年度末の出来高予定額¥2,042,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 9 平成28年度の前払金額は、平成28年度末の出来高予定額¥886,000,000円に前号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 10 平成29年度の前払金額は、請負代金額から前九号の出来高予定額を控除した額（以下「最終年度出来高予定額」という。）に第1号の割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 11 ただし、各年度末の出来高予定額及び最終年度出来高予定額の4割に相当する金額が2億円を超える場合の前払金の金額は、前十号の規定にかかわらず、2億円と各年度末の出来高予定額及び最終年度出来高予定額の3割に相当する金額のうちいずれか高い金額以内の金額とする。
- 12 第2号から第10号の場合において支払いの請求は、甲の承認を得た場合を除き当該年度の4月1日から20日以内にしなければならない。ただし、当該年度の前年度の出来高予定額が年度末現在において達しない場合は、出来高予定額に達するまで前払金の支払いを請求することができない。

第2条 甲は、予算の都合等必要がある場合は、前条に定める出来高予定額を変更することができるものとする。

第3条 約款第34条第1項中「契約書記載の工期の末日」とあるのは「契約書記載の工期の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、約款第36条第7項中「前払金額」とあるのは「当該年度前払金額」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、約款第36条第8項中「既に部分払の対象となった」とあるのは「既に部分払及び当該年度以外の前払金の支払いの対象となった」としてそれぞれの規定を適用する。

工期に関する特約条項

第1条 設計図書で指定された部分の履行期間は、第1期については平成25年3月21日まで、第2期については平成28年3月22日までとする。

(特記事項)

第1項 乙は、契約の履行に関し、別紙特別共同企業体協定書に基づき、共同連帯して責任を負うものとする。

第2項 甲は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、全て

名古屋市中区錦二丁目4番16号
代表者 株式会社 間組 名古屋支店 を相手方とし、代表者へ通知した事項は
執行役員 支店長 木下 壽 昌
他の構成員にも通知したものとみなす。

第3項 前項に定める代表者は、甲に対し、契約に定める通知、請負代金の請求及び領収並びに契約の履行上必要な一切の事務手続を行うものとする。

第4項 乙は、当該工事が完了し、乙の清算が終了するまで、解散することができない。

第5項 名古屋市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第27条、第28条及び第29条の規定により乙が負担することとなる損害又は損害の賠償もしくは補償がある場合には、乙は共同連帯してその責任を負うものとする。

第6項 乙は、当共同企業体を解散した後においても、約款第40条に規定する工事の目的物のかしについて共同連帯してその責任を負うものとする。

第7項 甲は、構成員間の紛争その他の事由により、乙が契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないと認められるときは、催告しないで契約を解除することができる。契約を解除した場合においては、約款第42条第2項及び第3項を適用する。

(特別)

特記事項

(建築物に係る新築工事等の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	特定建設資材廃棄物の発生見込み
工程ごとの作業内容及び廃棄物発生見込	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	⑥その他 (仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する

2. 解体工事に要する費用

な し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

裏面の通り

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

【請負人見積金額】

6,699,000 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	(株) 中部建材リサイクルセンター	愛知県飛島村飛島新田148番地
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	誠美社工業(株) 暁リサイクルセンター	瀬戸市暁町3番91
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	(株)新川工業	瀬戸市西山路町3-2
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	東亜道路工業(株) 愛知西部アスコン	愛知県飛島村新政成952番1
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	名古屋中央アスコン	愛知県名古屋市港区昭和町43
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	大成ロテック(株) 小牧合材工場	愛知県小牧市小木東3丁目68
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	日本舗道(株) 春日井リサイクリング工場	愛知県春日井市松河戸町100番地
建設発生木材	フルハシEPO(株)	愛知県春日井市松河戸町5
建設発生木材	誠美社工業(株) 暁リサイクルセンター	瀬戸市暁町3番91
建設発生木材	名古屋港木材倉庫(株)	名古屋市南区加福本町1丁目13番地

※ 請負人が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

特 記 事 項

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (外構工事)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する

2. 解体工事に要する費用

【請負人見積金額】 4,550,000 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

裏面の通り

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

【請負人見積金額】 244,650 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	(株) 中部建材リサイクルセンター	愛知県飛島村飛島新田148番地
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	誠美社工業(株) 暁リサイクルセンター	瀬戸市暁町3番91
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	(株)新川工業	瀬戸市西山路町3-2
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	東亜道路工業(株) 愛知西部アスコン	愛知県飛島村新政成952番1
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	名古屋中央アスコン	愛知県名古屋市港区昭和町43
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	大成ロテック(株) 小牧合材工場	愛知県小牧市小木東3丁目68
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	日本舗道(株) 春日井リサイクリング工場	愛知県春日井市松河戸町100番地
建設発生木材	フルハシEPO(株)	愛知県春日井市松河戸町5
建設発生木材	誠美社工業(株) 暁リサイクルセンター	瀬戸市暁町3番91
建設発生木材	名古屋港木材倉庫(株)	名古屋市南区加福本町1丁目13番地

※ 請負人が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)